

経 済 産 業 省

20161026貿局第1号
輸出注意事項28第19号

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成28年11月7日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達

輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成28年12月7日から施行する。ただし、別表第1の別紙中の（注）の表の改正規定は、平成28年11月7日から施行する。